

■土地利用計画図



■土地利用面積表

区分	面積(ha)	構成比(%)
宅地	8.85	68.5
緩衝緑地	1.79	13.9
道路	0.75	5.8
調整池	0.73	5.6
公園	0.31	2.4
公共緑地	0.40	3.1
水路用地	0.09	0.7
合計	12.92	100.0

■秩父鉄道線北側の造成工事の様子



■工事概要

工事区分	現地着工	主な工事内容
造成工事 (秩父鉄道線北側)	令和3年2月 (着工済)	現場仮囲い、 造成
調整池工事	令和3年4月 (予定)	調整池施工
造成工事 (秩父鉄道線南側)	令和3年8月 (予定)	造成、新設 道路施工
緑地工事等	令和3年10月 (予定)	緑地・公園 施工



寄居桜沢地区 (仮称)産業団地イメージ図

寄居桜沢地区(仮称)産業団地を 整備しています！

この地区は、関越自動車道花園ICから約3キロメートル西側に位置し、秩父鉄道線の桜沢駅に近接する交通アクセスに優れた場所です。

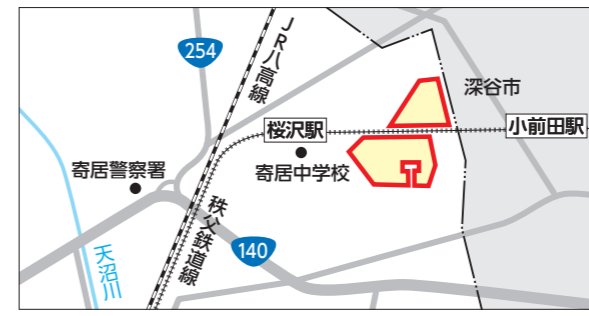
整備に当たり、地権者の皆さんからご協力をいただき、令和2年度に用地買収が完了しました。現在、県企業局が造成工事を行っており、工事完了後に企業への土地の引き渡しを予定しています。

この地区に導入する業種は、製造業、運輸業(倉庫業のみを行う場合を除く)、および卸売業のいずれかとなり、立地企業は、令和元年の8月から10月にかけて県企業局が募集を行いました。現在、分譲契約に向けた調整を行っています。

今後、各種企業の進出により、就業機会の拡大、税収の向上、地域企業との取引拡大、移住・定住の促進など地域経済の活性化が見込まれます。

町では、引き続き、産業団地整備などを通じ企業誘致を積極的に展開していきます。

☎ 企業誘致戦略室
581-211内線251・252



寄居桜沢地区(仮称)産業団地位置図

町では、雇用創出や産業集積による地域経済の活性化を図るため、県企業局と共同で産業団地を整備しています。

整備している地区は、寄居中学校の東側に広がる大字桜沢地内の約13ヘクタールの土地で、町が「農村地域工業等導入促進法」(現農村地域への産業の導入の促進等に関する法律)に基づき、農業と工業等の均衡ある発展と雇用構造の高度化に資することを目的として、平成21年3月に工業等導入地区として設定したものです。